

# 第1章 法人税の基礎知識

## 1 税金の法令と通達

税金に関する法律は、いろいろあります。

個人の所得を対象にした「所得税法」、法人の所得を対象にした「法人税法」、消費税に関する「消費税法」、住民税に関する「地方税法」などそれぞれの税目についての基本的な税法があります。

これらの法律は、この法律の細目を実施するために内閣が制定する政令（施行令）と各省の大臣が制定する省令とで一組になっています。この一組になったものを“法令”と呼びます。

法人税の法令は「法人税法と法人税法施行令」、所得税の法令は「所得税法と所得税法施行令」ということになります。

省令は、〇〇税法施行規則という名称がついており、主な内容は手続き関係の書式集になっています。これを“柵”に例えるなら、法律は支柱で、政令は柱と柱を連結する横の仕切り板ということになります。

このほかに、税金の実務を動かしている**通達**というものがあります。

通達は、法規ではありませんが、税金の実務を施行するための中央官庁から実施機関への“事務処理指示”というべき“示達”です。

税金の実務は膨大な量の通達によって処理・運営されているというのが実情です。これは、通達により処理しなければ、公務員は服務規定違反になるからです。

通達には「基本通達」と「個別通達」の2種類があり、公表されています。通達による課税処理に不満があれば、国民は行政訴訟により争うことができます。

法律とか規定は、一度決定すると固定化する傾向がありますが、現実社会は通達による処理が社会の実情に適合しなくなる場合も出てきます。税金裁判で国税庁が敗訴するのは、通達による処理が社会の実情に合致しなくなった場合に起きます。

税法には、法人税・所得税・相続税などの本来の税法以外に、税法全般にわたる例外を規定した「租税特別措置法」があります。

これは、「措置法施行令」「措置法施行規則」「措置法基本通達」「措置法個別通達」で、一つの税法体系ができています。措置法の大部分は、税金の割引・免除の規定なので、措置法の規定を知らないと節税を放棄することになります。

税法は「分量的には法令35%、通達50%、措置法15%」といわれています。

## 2 法人税法22条とは

会社は、商法の規定に従って経理処理を行い、定期的に決算を行います。決算の結果、損益金の処分は、総会の承認決議により法律的に確定します。

この確定決算に基づき、法人税法上の純利益所得を算定し、法人税を申告・納付します。法人の所得に関しての基本規定は、法人税法22条で、これが法人税法の基本原則となります。

この法人税法22条の内容は“各事業年度の所得金額の計算の通則”で、次のようなことが記載されています。

- ① 益金 - 損金 = 所得 …の形式で所得を計算する。
- ② 税法に特別に規定されているもの以外は、簿記会計の損益計算の費用・収益を損金・益金として利用する。所得の計算の基本は、商法の規定に従って作成された財務諸表である。
- ③ 費用・収益の額は「一般に公正・妥当と認められる会計処理の基準」に従う。これを企業会計原則という。

商法は、間接的ではあるが認知した企業会計原則による経理処理を認めている。

- ④ 増資・減資・利益金の分配は、資本取引なので所得計算には無関係とする。

税法に特別に規定されているものを、正しくは「別段の定めがあるもの」といいます。

この「別段の定め」が多様であるために収益と益金が一致することはありません。

また、他方の費用と損金も「別段の定め」により収益と益金同様、一致することはありません。不一致となるのが正常で、むしろ一致したならば異常であると考えべきなのです。この不一致分は、申告調整が必要です。

商法は、配当可能利益の観点から利益を税引前利益と税引後利益とを分けて考えています。

当期利益が100円と算定された場合、これを全部配当に充てるべきではありません。

何故なら、税金の支払いがあるからです。利益に対しての税金45円を支払った残額の55円が可処分利益です。

税引前利益を配当可能利益と考えて、100円を配当すると、税金分45万円は、持ち出しとなり一種のタコ配当となり、会社を危うくすることになります。

商法は「法人税とその他の税」を控除した税引後利益を「当期利益」と規定しています。また商法は、税引前利益100円に対して、未払法人税等を引き当てることを強制しています。

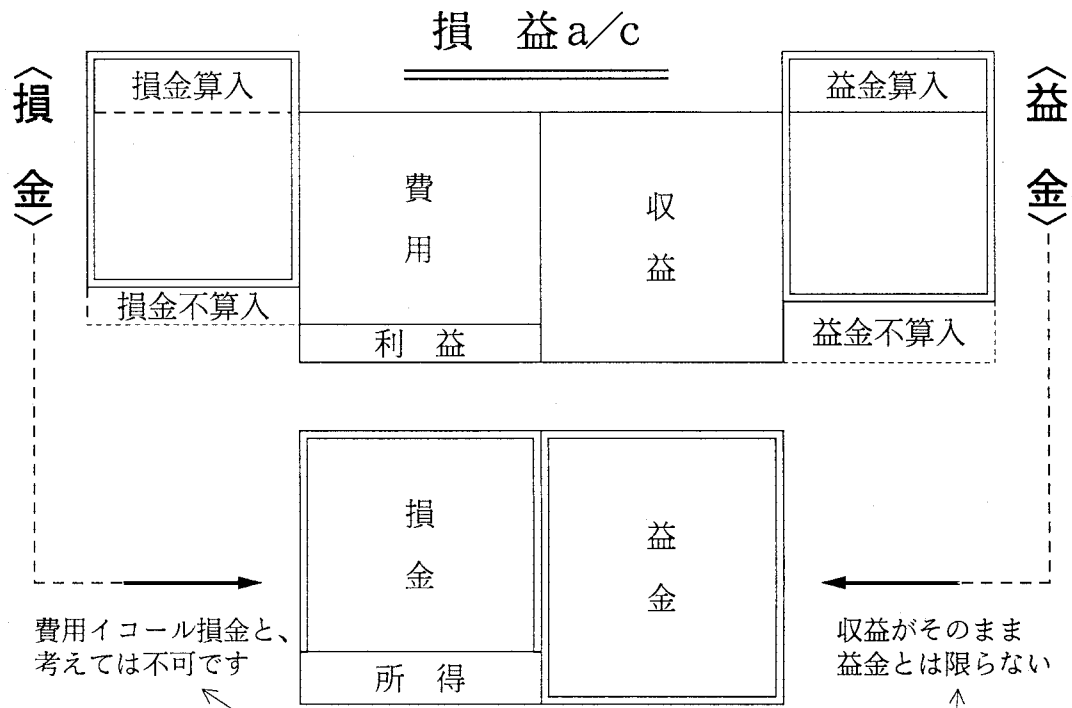
法人税では、法人税は損金不算入と定められていますから、申告調整により税引前利益に復元する処理・調整が必要となります。

この結果、決算利益55円に対し所得100円となり、現象形態的には“決算利益”のほぼ倍額が法人税法での所得となるのが普通で、「決算利益<法人税の所得額」という形となるのは、経理の世界では常識となっています。

法人は商人です。商人には、商法の規定が適用されますから、会計処理も商法に準拠しなければなりません。

この点で留意すべきことは、商法に準拠して会計処理を「行ってもよい」のではなく「準拠すべし」と定められていることです。

法人税法も、基本法規の商法を尊重するので、原則は商法と同一です。法人税法の基本原則として、貸借対照表が“原価主義”による評価、損益計算書が“包括主義”なのはこのためです。



法人税法  
各事業年  
度の所得  
の金額の  
計算

- 第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則
- 第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。
- 2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は債務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。
  - 3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
    - 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価、その他これらに準ずる原価の額
    - 二 前号に掲げるものほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
    - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
  - 4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。
  - 5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の配分（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の配分を含む。）をいう。

簿記会計・企業会計原則の計算をタタキ台にして……  
税法上の利益（所得）を計算する。  
……と、云っています。

### 3 損金経理

法人税の実務では、損金経理という条件がしばしば出てきます。

損金経理とは、法人が確定した決算において、費用または損失として経理することをいいます。簡単にいうと、決算に折り込むことです。

法人は、年に1回は定期総会を開催し、前年度の決算を審議します。この総会承認を得ることにより、決算は法律的に確定します。

したがって、総会で承認を受けた決算に関する財務諸表の中に、費用または損失として折り込まれているか否かが重要です。一定事項についての、当該法人の意思決定がわかるからです。

法人が自由に意思決定できる事項はいろいろあります。減価償却は任意償却、貸倒引当金などの引当金（準備金）の繰入額も任意です。

そこで、決算に計上されているか否かが、損金性を判断する第一の条件です。

次いで、「法人税法の繰入れ限度額の範囲内で損金に算入する」という訳です。

決算に際して貸倒引当金の計上を失念し、後日になって「貸倒引当金繰入損相当の利益が過大計上となり、申告所得が過大のため納税額が多すぎた」として、還付請求を行っても認められません。その理由は“貸倒引当損を計上しない”との意思決定を法人が行ったからです。貸倒引当金繰入損についての法人の意思決定が原因で、過大納税という派生的な結果が発生したに過ぎないからです。

それでは、決算をやり直して貸倒引当金繰入損を追加して損金経理を行ったらどうでしょう？

残念ですが、これも認められません。

確定した決算とは、確定申告の基本となった決算のことですから、一旦決算が確定してしまうと

訂正は不可能なのです。

もし、訂正決算に折り込んでも、法人税法に規定している損金経理をしたことにはならないのです。

支払利息を電話料勘定で処理した場合、またはこの逆の場合、税法上ではどうなるでしょう？

法人税法では、損金算入となるのでしょうか？

勿論、これは会計処理としては極めて野蛮な処理といえます。

この答えは、支出の内容が法人税法で特に損金不算入と規定されているものでなければ、会計学的に不相当であっても損金算入となります。

その理由は、損金経理をしているからです。支払利息勘定でも、電話料勘定でも費用の勘定科目ですから、費用または損失として経理処理したことになるので、損金に算入となります。

法人税法では、特に処理すべき費用の勘定科目を指定しているものがあります。

減価償却資産の償却費に関しては、「償却費」として損金経理が要件とされています。

ですから「償却」という用語を使った勘定科目を使用しての、費用または損失処理を要します。

例外的に「償却費として損金経理をした」とされ減価償却費相当額が損金算入となるのは、修繕費・圧縮損・評価損・償却資産の取得付随費用・受贈益関連・消耗品費の少額資産等に限られます。

(基本通達7-5-1例示)

## 4 申告要件とは

税法には、納税者が一定の手続きをとることを条件として、減税または免税メリットを与えると規定されている事項があります。ほとんどの特例は、申告を要件としています。

申告要件とは、具体的には計算明細を書いて提出するということです。

これは、計算明細を所定の書類に必要事項を記入して、添付書類と共に一定期日までに（通常は申告期限まで）提出するということになります。逆にいうと、自発的な申告がなければ、条件不備により減免が適用されません。

申告を要件とする事項は、受取配当の益金不算入・指定寄付金等の損金算入・圧縮記帳の損金算入・引当金の損金算入・災害損失の損金算入など

で、いずれも納税額の減税に関する事項です。例外のない法律はないといいますが、前述の申告手続きを失念した場合でも、救済する方法が手当てされています。これを宥恕規定ゆうじょといいますが。

この宥恕規定とは、「税務署長は、やむを得ない事情があると認めるときは〇〇〇することができる。」ということなのです。

法人税法や所得税法などの本来の基本的な法律には宥恕規定がありますが、租税特別措置法には宥恕規定が手当てされていません。それは、それだけ減免税のメリットが多だからです。

## 5 損金と収益：費用と収益

簿記会計の世界では、費用と収益を対応させて差額を純利益（純損失）と算定します。

法人税法では、「損金」と「益金」を対応させ、差額を「所得」と算定します。

“法人税法上の費用”を損金、“法人税法上の収益”を益金とよびます。同様に税法では、“純利益”を所得といい、純損失を欠損と言い変えます。

簿記会計の費用と法人税の損金は、同じではありません。簿記会計の“費用”をたたき台にして、これに税法の規定に基づいて改訂計算、修正計算を行います。

プラスする項目・マイナスする項目は、法人税法に特段の定めとして規定されています。

この税法に基づき改訂計算を行った費用を損金と呼びます。収益についても、改訂計算を行い益

金の額を算定することとされています。

所得税法では、別の用語を使用します。

「必要経費」と「収入金額」という用語です。法人税法と共通しているのは、差し引きの差額を所得という点です。

なお、所得税法では個人の所得を10種類に区別して計算することとなっていますので、〇〇所得に係る収入金額と必要経費、××所得に係る収入金額と必要経費というように、個々の所得別に個別計算を行います。

その際に、単に必要経費といわず売上原価および必要経費ということもあり、収入金額の代わりに総収入金額ということもあります。

“費用と収益”「損金と益金」「必要経費と収入金額」を明確に区分して使用することが必要になります。

## 6 損金不算入（算入）の税金

損金に算入されない税金の覚え方として、税法上の費用にならないものと考えとよいでしょう。

例えば、法人税・都民税・県民税・延滞税（金）・加算税（金）・市民税・町民税・村民税などが該当します。これらの税金の頭文字だけを並べて「法都県延加市町村」（仏に縁が市町村）と覚えると覚えやすいでしょう。

損金算入の税金には、事業税・固定資産税・登録免許税・自動車税・〇〇取得税などがあり、「事コと車と取得税」と覚えると覚えやすいでしょう。

取得税には、不動産取得税・自動車取得税があり、自動車税には、自動車税・自動車重量税が含まれます。

以上のほかに、損金不算入の「特別法人税」、損金算入の「地価税」「特別土地保有税」「鉦区税」「事業所税」「利子税」があります。

これらは一定規模の大企業が納税する税金ですので、一般的ではありません。

また、日常的に発生する収入印紙（印紙税）は損金算入が普遍化しているので、特別に取り上げて覚えるまでの必要はありません。

「消費税」「特別地方消費税」については、一概に言えない部分があります。

それは、次の①税抜き処理または②税込み処理のいずれかを、選択適用することになっているからです。

① 税抜き方式を選択している場合には、「預り入金」「納付」のいずれの場合でも、損金に影響させない、つまり損金不算入ですから、負債勘定の増加・減少と処理します。

② 税込み方式の場合は、損金算入です。預り入金は収益、納付は費用です。

ほとんどの中小企業は、②の税込み方式を採用していますから、損金処理が普通となっています。

## 7 税金納付時の仕訳

税金を納付したときの仕訳の借方科目は、大きく分類すると次の2つになります。

- ① 損益計算書の科目で仕訳処理をする。
- ② 貸借対照表の科目で仕訳処理をする。

損益計算書の科目で代表的な勘定科目は、「租税公課」です。これ以外にも「事業税」「固定資産税」「法人税」「自動車税」「住民税」等のように、税金の名称を“費用の勘定科目”として使用する例もあります。

損益計算書の科目での処理は、損益の計算に影響してきますので留意することが必要です。

また、貸借対照表の科目で処理する場合、次のいずれかを選択します。

- ① 貸借対照表の貸方科目を使用する仕訳。



納税充当金・納税引当金・法人税等充当金・未払法人税等・未払金等「負債の勘定科目」を使用。

- ② 貸借対照表の借方科目を使用する仕訳。



仮払法人税・仮払住民税・納税仮払金・仮払金・前払金等おおむね仮勘定の「資産の勘定科目」を使用。

貸借対照表科目で処理すると、損益計算書科目で処理したときのように、損益の計算には影響はしません。

税金を区分すると、次の2種類になります。

- ① 損金算入の税金は費用処理が可能で、損益計算書科目で処理してあれば、申告調整は不要となります。

逆に言うと、損金算入の税金を費用処理していない場合は、申告調整が必要ということになります。

- ② 損金不算入の税金は費用処理が不可能で、貸借対照表科目で処理してあれば、申告調整は不要となります。

損金不算入の税金を損益計算書の科目で仕訳した場合、申告調整が必要となります。

企業には業績変動があり、その時々決算政策により決算利益が“粉飾または逆粉飾”され、ここまで説明してきた仕訳のルールから外れることがあります。

この場合でも、申告調整が適正ならば税法上の問題はありせん。



## 8 納税充当金の経理

税金には損金算入・不算入の区分があり、金額も多額です。特に、損金不算入の税金については納税に関する仕訳は注意が必要です。

損金不算入の税金の処理に関しては、通常あらかじめ納税充当金を設けておき、納税時にこの勘定科目で処理します。

企業によっては、納税引当金・法人税充当金・未払法人税等・未払税金などの勘定科目を使用することもあります。したがって企業により、処理する勘定科目も異なるわけです。

納税充当金を計上する対象は、損金不算入分の税金ばかりとは限りません。

固定資産税についても、納期が到来していれば未払い分につき未払い計上が必要です。

<初年度の仕訳>

(借方) (貸方)

租税公課 100 / 納税充当金 100

固定資産税は損金算入となります。

次年度に固定資産税を納税したとき、固定資産税は損金算入なので単純に仕訳を行います。

<次年度>

(借方) (貸方)

租税公課 100 / 現金預金 100

(前年計上がそっくり残っている)

この時に法人税を納税した分を、損益に影響しないように充当金で処理すると次のようになります。

(借方) (貸方)

納税充当金 100 / 現金預金 100

以上の仕訳は部分的に見ると、いずれも正しいのですが、法人税を2年掛かりで損金に経理したことになり違和感が残ります。

(借方) (貸方)

租税公課→損金 100 / 現金預金 100

このような混乱を避けるため、法人税申告書には「納税充当金の異動に関する内訳明細書」を必ず添付することとされています。

それは、取り崩しの内容を明記して、このような誤りを発見し訂正するためです。

## 9 同族会社とは？

会社とは、多数の人が出資した資金の運用を、ひと握りの経営専門職に委任して、最大の利益を獲得してもらい、重要な事項は出資金を基準に多数決で決める、ということが基本です。

日本の場合ほとんどの会社は、もともと税金対策から法人組織の形態にしたものです。

ですから、一族親類縁者を中心にして出資と運営が行われています。当然、役員も親族の者で占められ、他人が役員になることは希です。構成株主も一族の持株が過半数です。そこで、同一親族関係者による多数決支配が可能ということになります。

関係者一同の利害関係が一致しているので、他人の寄り集まり所帯の場合には、到底起こりそうもないこと、許されないようなことも生じ、脱税に関しても簡単に意見が一致する可能性があります。

このため、法人税法では親族による支配会社を特に同族会社と分類して管理しています。具体的には、一親族グループの持株を1単位として集計し、多い順から上位3グループ分の持株の合計が、過半数（50%以上）である場合は、同族会社となります。

同族会社でなければ非同族会社となります。この非同族会社が、本来の意味の会社です。

ところが、もう一つ非同族会社の同族会社というものがあります。

これは、非同族会社が出資して設立した子会社のことです。過半数の株を保有する親会社が、自由に子会社を支配できるようにとの意図で設立することが多いようです。

同族会社と非同族会社の同族会社には、同族会社の行為計算の否認という特別規定が適用されます。

この特別規定により「法人の行った法律行為・計算で、これを容認した場合、法人税の負担を不当に減少される結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、その行為または計算を否認して、税務署長の認めることにより、法人税の課税標準と税額計算を行うことができる」のです。

これにより、非稼働役員への過大報酬の支払い・特殊関係者への過大貸借料・過大支払利息が、損金不算入、あるいは同族関係者との資産の売買価格の適否が審査されます。

他人間の取引の場合に比べて、異常があれば法人税の追徴課税問題が発生するわけです。

同族会社の場合、さらに留保所得に対する特別税率である積立金課税があります。

これは、法人の所得が年間2,580万円以上の場合には、この規定が適用されることがあります。利益処分による内部留保の金額次第ですが、留保所得に対して税率10%~20%の法人税を別計算で、追加納税することになっています。

国税庁の統計によると、日本の会社のほとんどは同族会社（95.1%）です。非同族会社は2.3%、非同族の同族会社は2.5%にすぎません。

## 10 利子配当の源泉税の仕訳

預金利子・配当等の特定の収益は、支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されます。

源泉徴収されたときの仕訳は、次の2つのうちどちらかとなります。

- ① 総額法（全体仕訳）
- ② 純額法（手取り額仕訳）

次に、配当金100円－源泉税20円  
＝手取り額80円

の場合の仕訳例で説明を行います。

総額法の仕訳は、全体像を仕訳します。

（借方）	（貸方）
現金預金 80	／ 収益科目 100
費用科目 20	／

この場合、処理する勘定科目が損益計算書の科目であれば何でもかまいません。

収益の科目…受取配当・雑収入 等  
費用の科目…源泉税・租税公課 等

純額法の仕訳は、手取り金額で仕訳します。

受け取った配当金の現金預金80円のための仕訳で、源泉税は無仕訳です。

（借方）	（貸方）
現金預金 80	／ 収益科目 80

総額法・純額法のいずれの仕訳でも、最終の損益は同じとなります。

簿記知識の少ない初心者の場合は、簡単な純額法の処理も止むを得ません。しかし、できるならば総額法の方がよいでしょう。

源泉税の仕訳で一番難しいのは割引債券に関する仕訳です。最初に取得するときに「満期償還時の利子差益に対する源泉税」が、取得価格に含まれているからです。

割引発行価格2,400円・償還利息100円の場合は、償還利息100円に対する税金18%相当額の18円を加算して、

2400円＋18円＝2,418円が払込額（取得価額）となります。

税額控除を受けるのは、償還時の事業年度なので1年～5年後となります。

以上の仕組みを踏まえて、割引債券の仕訳は次のように仕訳することになっています。

- ① 取得時の仕訳は総額で計上する。

（借方）	（貸方）
有価証券 2,418	／ 現金預金 2,418

18円は注記しておくとう便利です。

- ② 満期時の仕訳（満期償還）

（借方）	（貸方）
現金預金 2,500	／ 有価証券 2,418
費用科目 18	／ 収益科目 100

このとき18円は清算されます。

割引債券の仕訳で、税務知識と経験を察知することができるものです。

## 11 減価償却（償却率）

大蔵省省令によって、減価償却計算の細目・耐用年数表・償却率が定められています。所得税と法人税の所得計算に共通する耐用年数適用上の重要事項は、次のとおりです。

まず、選定した固定資産の減価償却の方法を確認します。

特別の届出をしていなければ、法人は「定率法」個人は「定額法」計算となります。

次に、固定資産の耐用年数に応じた償却率を償却基数に掛けて、年間の減価償却額を算定します。

償却基数とは、定率法の場合は「期首帳簿価額または新規取得額」、定額法の場合は「取得価額の90%相当額」のことです。

例外は繰延資産で、償却基数は取得価額となります。

事業年度の途中で取得した新規資産は、使用期間に応じた月数により按分計算を行います。

ただし、納税者の選択により按分計算の煩わしさを避け、事業年度の半分の期間にわたって使用したものとして計算する簡便な方法（簡便償却）でもよいことになっています。

簡便償却できるのは、工具器具備品・車両運搬具・機械装置・工業所有権（パテント類）で、構築物・建物・建物付属設備・繰延資産については、簡便償却は認められていません。

簡便償却は科目区分ごとに、あるいは事業年度ごとに選択しても構いません。継続適用は不要です。

中古資産については「耐用年数の見積り」を行ってもよいこととなっています。

- ① 法定耐用年数 ≤ 経過年数の場合は、  
法定耐用年数 × 20% を見積り耐用年数とします。
- ② 法定耐用年数 > 経過年数の場合は、  
残存年数 + (経過年数 × 20%) の年数とします。

建物の償却計算をする場合、「建物本体」と「建物付属設備」とを区分して計算を行います。

建物本体は、構造材と用途により耐用年数が特定されますが、普通24~65年です。建物付属設備は、ほとんどが耐用年数は15年です。

本体と付属設備との全体の内の価格比は、  
木造家屋の場合

88% : 12% から 85% : 15%

エレベーター付きの鉄筋ビルの場合

80% : 20% から 75% : 25% です。

定率法の場合、大まかにいうと区分計算により償却額は、ほぼ倍になります。

特別償却・割増償却・特別な償却率による償却の知識があると、さらに有利になるといえます。

## 12 9番目の繰延資産

繰延資産の本質は“擬制費用”です。商法では、限定列举された8種類に限って、例外的に貸借対照表に繰延資産として計上することを認めています。この8種類以外のものを繰延資産として経理をすると、商法違反となります。

擬制資産に関しては、税法（法人税法・所得税法）にも、同様な「繰延資産」の規定があり、9種類が法定されています。商法も税法も字句は全く同じです。

法人税法施行令第14条の1から8までは、商法の繰延資産と一致しています。

しかし、問題は9番目の繰延資産です。この税法の9番目は「費用のうち、支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶもの」と規定されています。具体的には、建物を賃借する際の権利金等・施設の受益者負担金・ライセンス契約時の頭金・電算機用ソフトウェアの開発費・運動選手の契約金等です。

これらは、商法の立場からは「資産性を擬制」できない費用です。にもかかわらず、強行法規である税法では、資産という字句を使用しています。このため、経理実務のうえで初心者が惑わされるわけです。

字句は全く同一の法律用語でありながら、その中身にはズレがあります。このような税法と商法の相違点を明確に認識しているか、していないかにより当事者の会計法規・実務知識のレベルが判定できます。

法人税法での9番目の「繰延資産」は、商法では長期前払費用に該当することをわきまえたうえで、貸借対照表が作成されているか？否か？

これは、会計人のリトマス試験紙のようなものです。

# 法人税法

<p>第一条 この法律は、法人税について、納税義務者、課税所得等の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国内 この法律の施行地をいう。</p> <p>二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。</p> <p>三 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。</p> <p>四 外国法人 内国法人以外の法人をいう。</p> <p>五 公共法人 別表第一に掲げる法人をいう。</p> <p>六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。</p> <p>七 協同組合等 別表第三に掲げる法人をいう。</p> <p>八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。</p> <p>九 普通法人 第五号から第七号まで掲げる法人以外の法人をいう。人格のない社団等を含まない。</p> <p>十 同族会社 株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の關係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。</p> <p>十一 合併法人 合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。</p> <p>十二 被合併法人 合併により消滅した法人をいう。</p> <p>十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。</p> <p>十四 株主等 株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他の法人の出資者をいう。</p> <p>十五 役員 法人の取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。</p> <p>十六 資本等の金額 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう。</p>	<p>二十三 固定資産 土地、地の上に存する権利を含まず、減価償却資産、電線加入権その他の資産で政令で定めるものをいう。</p> <p>二十四 減価償却資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>二十五 繰延資産 法人が支出する費用のうち支出の効果がある支出の日以後一年以上及びそのうち政令で定めるものをいう。</p> <p>二十六 損金経理 法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。</p>
---	---

# 法人税法施行令

<p>第十四条 法第二十五条(繰延資産の意)に規定する政令で定める費用は、法人が支出する費用(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び償却費用を除く)のうち次に掲げるものとする。</p> <p>一 創設費(発起人支払う報酬、設立登記のために支出する登録免許税その他法人の設立のために支出する費用で、当該法人の負担に帰すべきものをいう。)</p> <p>二 建設利息(商法(明治二十二年法律第四十八号)第二百九十九条第一項(利息の配当)の規定により株主に配当する利息をいう。)</p> <p>三 開業費(法人の設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。)</p> <p>四 試験研究費(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいう。)</p> <p>五 開発費(新たな技術若しくは新たな装置並びに特許、商標、商標の開始又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)</p> <p>六 新株発行費(株券等の印刷費、資本又は出資の増加の登記に要する費用をいう。)</p> <p>七 社債発行費(社債等の印刷費、社債の記について登録簿にその償還の履行のために支出する費用をいう。次号に掲げる社債発行費を除く。)</p> <p>八 社債発行基金(商法第二百八十七条(社債償還の繰延)に規定する基金のうちこれに該当するものをいう。)</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がある支出の日以後一年以上に及ぶもの。</p> <p>イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同施設の設置又は改良のために支出する費用</p> <p>ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用</p> <p>ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用</p> <p>ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を購手したことにより生ずる費用</p> <p>ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用</p> <p>ヘ 前項に規定する前出費用とは、法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるため支出する費用のうち、その支出する日の属する事業年度終了の日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。</p>	<p>商法で認められた繰延資産</p>
--	---------------------

# 法人税法基本通達

<p>第一節 繰延資産の意義及び範囲</p> <p>一 法人がその設立のために通常必要と認められる費用を支出した場合において、当該費用を当該法人の負担とすべきことがその定款等で定められていないときであっても、当該費用は令第十四条第一項第一号(創設費)に規定する「法人の設立のために支出する費用」で、当該法人の負担に帰すべきもの」に該当するものとする。</p> <p>二 令第十四条第一項第五号(開発費)に規定する「資産の開発のために特別に支出する費用」には、例を以て新鉱床の探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘き等に必要な費用のように資産の開発のために直接要した費用のほか、その開発に要する資金に充てるために特別に借入れた借入金の利息が含まれるものとする。</p> <p>三 令第十四条第一項第九号(公共的施設等の負担)に規定する「自己が便益を受ける公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」とは、次に掲げる費用をいう。</p> <p>(1) 法人が自己の必要に基づいて行う道路、堤防、護岸、その他の施設又は工作物(以下「公共的施設」という)の設置等(以下「公共的施設等」という)のために要する費用(自己の利用に供する公共的施設等につきその設置等を促す公共的施設等に対する費用の一部の負担金を含む)又は法人が自己所有する道路その他の施設又は工作物を譲渡に提供した場合における当該施設又は工作物の価額に相当する金額</p> <p>(2) 法人が国等の行う公共的施設の設置等により著しく利益を受ける場合におけるその施設等に要する費用の一部の負担金(土地所有者又は借地権を有する法人が土地の価格の上昇に起因して納付するものを除く。)</p> <p>(3) 法人(鉄道業者又は軌道業者を含む法人を除く)が、軌道業を含む法人の行う鉄道の建設に当り支出する、施設を連結する地下道の建設に要する費用(一部の負担金を含む)</p> <p>四 令第十四条第一項第九号(公共的施設等の負担)に規定する「自己が便益を受ける公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」とは、法人がその所属する協会、組合、商店街等の行う公共的施設の建設又は改良に要する費用の負担金をいう。この場合において、公共的施設の相当部分が貸室に供される等協会の未来の用に供されるに供されているときは、その部分に係る負担金は、協会等に対する寄附金となることに留意する。</p> <p>五 一五 次の上の費用は、令第十四条第一項第九号ロ(資産を賃借するための権利金等)に規定する繰延資産に該当する。(前五五直法二八)により改正</p> <p>(1) 建物を賃借するために支出する権利金、立退料その他</p> <p>(2) 電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出する引取運賃、関税、期付費その他の費用</p>	<p>税法独自のもの</p>
---	----------------

『簿記会計と税法では同じ用語でも意味内容が異なる』

